

第78次警戒区域の調整案

来る3月31日、第77次警戒区域の設定期限を迎えるにあたり、雲仙岳の火山活動状況や今後の対応等について、関係者の方々と協議いたしました。

噴火活動は停止の状態となってから20数年が経過し、この間、火山活動は落ち着いた状態で推移し、各種のデータから見ても静穏な状態が継続しております。

しかしながら、規模の大きな地震による溶岩ドーム崩落の危険性も残っているため、今後も注意深く見守っていく必要があります。

島原市

1. 警戒区域の設定について

溶岩ドームは不安定なまま存在し、崩落による災害発生の危険性があり、市民の安全確保の観点から今回も警戒区域の変更を行わずに期限を1年間延長し、令和7年3月31日正午まで継続する必要がありますと判断します。

雲仙市

1. 警戒区域の設定について

現在の警戒区域につきましては、区域の変更を行わずに設定期限を1年間延長し、令和7年3月31日正午までといたします。

南島原市

1. 警戒区域の設定について

現在の警戒区域につきましては、区域の変更を行わずに設定期限を1年間延長し、令和7年3月31日正午までといたします。

ただし、火山活動の状況等によってはこの措置を変更することもある。